

退職にあたってのガイド

退職時、退職後
こんな大切なことがあります

...

こんなことどうしたらいいのか、まよっています…

組合員証	組合員証等(被扶養者証)の返納はいつするのかな？	返納した後、新たな健康保険証の手続はどうするのかな？	共済組合に退職後も任意で加入する制度はあるのかな？
年金	将来受給する年金のために何をすればいいのかな？	他の公務員共済に加入する予定ですが、年金手続きはどうするのかな？	退職後、国民年金に加入する必要はあるのかな？
その他	共済組合の貸付残高はどうすればいいのかな？	福祉保険制度(ファミリー年金等)の脱退手続きは、どうするのかな？	〈県費支弁職員対象〉 財形、児童手当、iDeCoの手続きは、どうするのかな？

令和3年度末退職予定組合員に対する
年金制度等説明会を開催いたします。

実施日		時間	会場
令和4年	1月27日(木曜日)	13:30~16:30	和歌山県情報交流センター Big・U 研修室1
令和4年	1月31日(月曜日)	13:30~16:30	和歌山ビッグ愛 1201・1202
令和4年	2月1日(火曜日)	13:30~16:30	日高町公民館 大会議室
令和4年	2月3日(木曜日)	13:30~16:30	粉河ふるさとセンター 小ホール
令和4年	2月4日(金曜日)	13:30~16:30	那智勝浦町体育文化会館 大集会室
令和4年	2月8日(火曜日)	13:30~16:30	かつらぎ総合文化会館 あじさいホール 研修室
令和4年	2月10日(木曜日)	13:30~16:30	ホテル アバローム紀の国 鳳凰の間

※受付は13:10から行います。



組合員証等の返納はいつするのかな？

組合員が退職した場合は、その翌日から組合員の資格を喪失することとなり、在職中の組合員証等を使用して医療給付等を受けることができなくなります。

在職中の組合員証等は組合員資格喪失後2日以内に、退職時の所属所長を通じ返納してください。（同時提出書類：「組合員異動報告書」）

退職後、下記Cの場合はいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。（国民皆保険制度）

他の支部（1日も空けず）に異動する場合、「組合員異動報告書」のみ和歌山支部に提出してください。「組合員証等」は、異動先の所属所担当者にお渡しください。

なお、他の共済組合に転出する場合は、「組合員異動報告書」と「組合員証等」を和歌山支部に提出してください。

（注）組合員証等とは、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。

4月1日からの健康保険証はどうしたらいいのかな？

A

再任用（フルタイム勤務）又は県費支弁職員及び市町費支弁職員で退職後引き続き臨時的任用された場合

・引き続き組合員資格を有するため、現在の組合員証等は、返納せず、そのまま使用することができますので手続の必要はありません。

B

再就職の場合

・就職先の医療保険制度に加入する
手続等詳細は、就職先に問い合わせてください。

C

再就職しない・
再就職先に医療保険制度がない
（加入資格がない）場合

・公立学校共済組合の任意継続組合員になる
医療費は、本人・被扶養者7割給付で在職中と同様です。

・家族の医療保険制度の被扶養者になる
被扶養者となるために収入額等の要件があり、退職後年金等の収入がある方は、被扶養者になることができないこともあります。
手続等詳細は、加入されている家族の健康保険担当に問い合わせてください。

・国民健康保険に加入する
医療費は、本人・被扶養者7割給付です。
手続等詳細は、住所地の市区町村国民健康保険担当に問い合わせてください。

（注）臨時的任用職員の資格喪失については、裏表紙を参照してください。

退職後も任意で共済組合に加入できる制度はあるのかな？

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方で、退職した日から20日以内に申出を行い、かつ、掛金を納入することで、退職後も引き続き、医療費等の短期給付と人間ドック、宿泊施設利用補助等の福祉事業を受けることができる「任意継続組合員制度」があります。（最長2年間）

☆手続きは年度末退職者に限り、希望により、任意継続組合員申出を退職前に行うことができます。

令和3年度末退職者の加入手続及び任意継続組合員証等の交付時期

区分	申出書受付期間	掛金の納付日等	任意継続組合員証等送付予定日
事前受付	令和4年1月14日（金）～ 令和4年2月16日（水）必着	令和4年3月22日（火） （口座振替の期日）	令和4年3月末に退職時の所属所 において交付
通常受付	令和4年4月1日（金）～ 令和4年4月8日（金）必着	令和4年4月15日（金） （「振込依頼書」による振込の納付期限）	令和4年4月下旬に申出者の自宅 に郵送

提出書類 ・任意継続組合員申出書

・預金口座振替依頼書（振替口座：現在の共済登録口座）

*令和3年度末退職者の任意継続組合員申出書の受付期間については、令和3年12月上旬に所属所長あて通知しています。

*上表の「任意継続組合員証等送付予定日」は、掛金を期限内に納付された場合です。（掛金の納付を確認後に送付）「通常受付」の場合は、期限内に掛金を納付されませんと、任意継続組合員に加入することができませんので、ご注意ください。

右のア～ウの場合は、
任意継続組合員申出を
行わないでください。

ア 再任用（フルタイム勤務）又は、県費支弁職員及び市町費支弁職員で退職後1日も空かず臨時的任用された場合

イ 再就職をされる方で、再就職先において、健康保険の資格を得る場合

ウ 家族の加入する健康保険の被扶養者になる場合

共済年金関係の手続をどうしたらいいの？

START

次の①・②のいずれにも該当する場合はアへ、それ以外はイへ

- ①1日も空けずに再就職する
- ②再就職先で公務員共済に加入する

ア

「転出」の手続

〈提出書類〉

- ・転出届書
- ・履歴等証明願^{※2}
- ・履歴書（勤務記録カード等の写し）

イ

「退職改定」「待機者登録」の手続

〈提出書類〉

- ・退職改定請求書・退職届書^{※1}
- ・履歴等証明願^{※2}
- ・履歴書（勤務記録カード等の写し）

※1 「令和3年度末退職予定組合員報告書」で報告した者のうち、令和3年度末63歳以上（年金受給権を有する方）は、退職改定請求書、その他の方は退職届書を所属所あてに配付予定です。ただし、令和3年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会に出席する者には、当日会場で配付します。

なお、引き続き再任用（フルタイム）、臨時的任用職員を希望する者は、退職に係る手続は不要です。

※2 市立（町立）の幼稚園・こども園、和歌山市立高等学校（全日制）、海南市立海南下津高等学校及び、和歌山県立医科大学等に所属の組合員は提出不要です。

昭和34年4月1日以前生まれの方

退職改定請求書

年金受給権を有する方が退職する場合、年金の額の改定及び在職停止解除のため、提出が必要です。

退職

提出書類

昭和34年4月2日以降生まれの方

退職届書

年金決定に必要な公務員期間及び報酬月額等を年金待機者として登録するために必要です。（年金待機者登録）
退職届書記載の住所は登録され、その住所に年金待機者登録通知書、年金受給年齢2～3ヶ月前には年金請求書が届きます。年金請求書は、お誕生日以降に提出してください。

正確な年金をスムーズに受給

退職後手続必要な？（国民年金制度への加入）

START

退職後1日も空けずに
・再就職^{※3}する場合①へ
・再就職しない場合②へ

再就職先で年金制度に
・加入する^{※4}場合③へ
・加入しない場合④へ

再就職先の
年金制度へ加入
〈手続〉…再就職先

退職時に60歳に
・到達している場合⑤へ
・到達していない場合⑥へ

配偶者の勤務先の
健康保険の被扶養配偶者として
・認定^{※5}される場合⑦へ
・認定されない場合⑧へ

国民年金第3号被保険者
への種別変更手続
〈手続〉…配偶者の勤務先

国民年金への加入は任意となります
〈手続〉…住所地の市区町村役場国民年金担当部署

国民年金第1号被保険者への種別変更手続
〈手続〉…住所地の市区町村役場国民年金担当部署

※注意…20歳以上60歳未満の被扶養配偶者についても、年金手続（種別変更又は使用者の変更）を行う必要があります。

種別（国民年金）	該当者
第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であり、かつ、第2号被保険者又は第3号被保険者でない者（強制加入）
第3号被保険者	厚生年金被保険者の被扶養配偶者であり、かつ、20歳以上60歳未満の者

※3 再任用（フルタイム）者は、引き続き共済組合に加入のため、手続不要です。

※4 加入について、原則として、任意で加入を選択することではなく、法令に定められた加入要件に従って適用されます。
加入できるか否かについては、再就職先に尋ねることをお奨めします。

※5 被扶養者の認定の取扱いについては、配偶者の加入している健康保険等によって異なります。

該当者のみ行う手続

〈貸付金の償還〉

貸付金を借り受けている方は、その未償還残高(利息を含む)は退職手当から控除します。

退職手当より貸付金の残額が多い場合は、振込用紙を退職時の所属所あてに送付します。

団体信用生命保険(団信)に加入している方は、脱退の手続は不要です。償還完了後に未経過保険料充当金を指定口座に返金します。

〈福祉保険制度(ファミリー年金・傷害休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース)の取扱い〉

令和元年度末退職者(令和2年4月1日に組合員資格を喪失した人)から、退職時の年齢に関わらず退職後(組合員資格喪失後)も「福祉保険制度」への継続加入が可能となりました(退職時の年齢は問いません)。

退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新となります。

退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きができます。

また、期間途中での保障内容の変更はできませんが、受取人や住所等は期間途中でも変更可能です。

〈財産形成貯蓄(財形)〉(県費支弁教職員対象)

本人が、直接、契約金融機関で退職に伴う手続を行ってください。再就職する方は、継続できる場合もありますので、契約金融機関及び再就職先の事務担当者と相談してください。

〈児童手当〉(県費支弁教職員対象)

退職により、県から不支給となる職員で、引き続き児童手当の受給要件を満たしている場合は、居住地の市町村で15日以内に認定請求手続きを行ってください。

児童手当の受給については、手続きが遅れると遡及されませんのでご注意ください。

〈個人型確定拠出年金(iDeCo)〉(県費支弁教職員対象)

個人型確定拠出年金に加入している方は、退職に際して本人が直接契約金融機関に退職した旨を申し出て退職後の指示を受けてください。

加入期間によって年金の受取開始年齢が異なりますのでご注意ください。

臨時的任用職員の資格喪失に関すること

組合員資格の喪失日は任期満了の翌日となります。

ただし、任期満了の日までに次の任用予定が明らかであり、任用が1日ないし数日の間を空けて再度任用され「空白期間」が生じて、任用関係が中断することなく存続していると任命権者が判断した場合は、組合員資格は喪失しないものとして取扱います。

担当班

任意継続組合員	医療給付班	073-441-3712
年金	年金班	073-441-3711
年金相談	年金班	073-423-6620
共済組合貸付	経理班	073-441-3713
福祉保険制度		
財産形成貯蓄(財形)		073-441-3710
児童手当		(福利厚生室)
個人型確定拠出年金(iDeCo)		



公立学校共済組合 和歌山支部

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地 南別館6階(和歌山県教育庁 教育総務局総務課福利厚生室内)

<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>

